

愛知県地球温暖化対策推進条例

～今をはじめよう、地球のためにできること～



県民

NEXT Action!



事業者



愛知県

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動により排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの濃度が増えることが原因です。温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化の進行を抑制することはもとより、既に現れつつある気候変動の影響に対して対処していくことが重要です。

県、事業者、県民等の各主体の果たすべき役割や責務を明らかにし、全ての主体が自主的かつ積極的に地球温暖化対策を推進するため、「愛知県地球温暖化対策推進条例」を新たに制定しました。

「愛知県地球温暖化対策推進条例」の概要



「愛知県地球温暖化対策推進条例」では
愛知県が各主体と連携し、
総合的な施策を策定します。

各主体がそれぞれの活動等の中で、
対策を行うことで地球温暖化対策を
推進します。

事業者

温暖化対策への 自主的かつ 積極的な取組

事業者の責務
【第4条】

事業活動における対策

- ▶ エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、事業活動における各過程において、温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう努める【第7条】
- ▶ 地球温暖化対策計画書・同実施状況書の作成等をする【第8条※・第9条※】
※平成31年4月1日施行

愛知県

総合的な施策の 策定・実施等

県の責務
【第3条】

県が実施する対策

- ▶ 地球温暖化対策計画書・同実施状況書の内容について、知事が評価し公表する【第10条※】
- ▶ 地球温暖化対策計画書・同実施状況書の内容に基づき、必要な助言を行う【第11条※】
※平成31年4月1日施行

県民

温暖化対策への 自主的かつ 積極的な取組

県民の責務
【第5条】

日常生活における対策

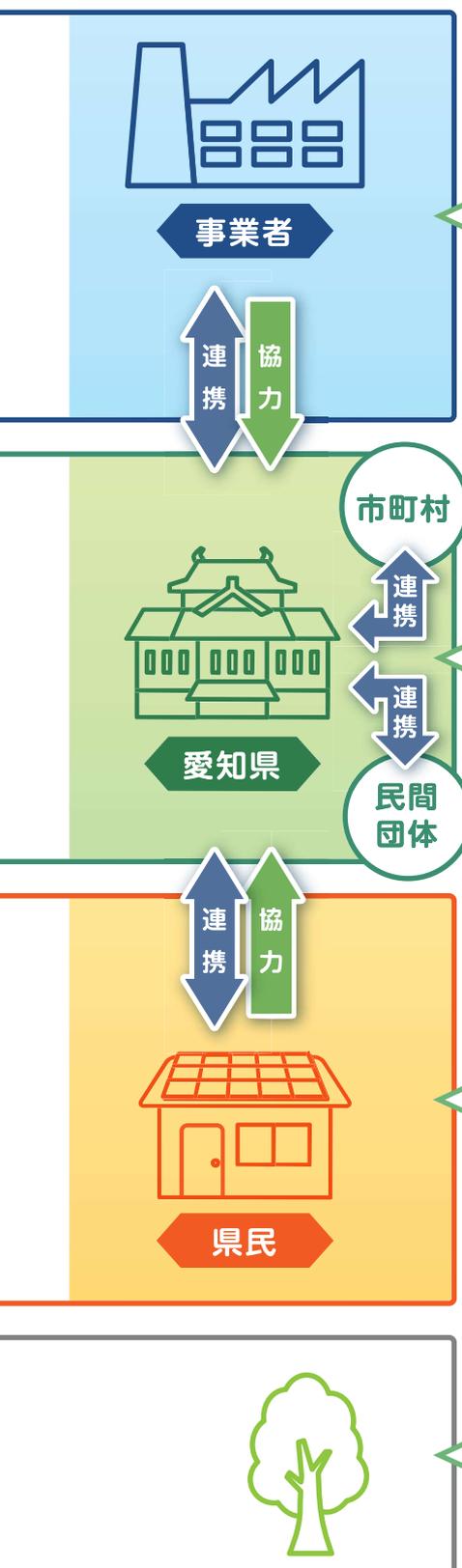
- ▶ 温室効果ガスの排出の量がより少ない生活様式へ転換するよう努める【第12条】
- ▶ 条例で定める電気機器を販売する小売業者は、店舗で購入しようとする者へエネルギーの使用の合理化に資する事項を説明するよう努める【第13条】

その他の取組

- ▶ 公共交通機関の利用の促進等 【第14条】
- ▶ 次世代自動車の普及の促進 【第15条】
- ▶ まちづくりの推進に関する支援 【第16条】
- ▶ 再生可能エネルギー等の優先的な使用 【第17条】
- ▶ 森林の整備及び保全の推進等 【第18条】
- ▶ 啓発等及び人材の育成 【第19条】
- ▶ 先導的な技術の研究開発の推進等 【第20条】
- ▶ 気候変動への適応に資する取組の推進等 【第21条】

2015年12月、京都議定書に代わる新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、翌年には日本政府が「地球温暖化対策計画」を閣議決定。こうした国内外の社会情勢の変化を踏まえ、2018年2月、愛知県は「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定（目標：2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減）。

愛知県は、この戦略を推進し、温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。



知事は、県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき地球温暖化対策の推進に関する計画を定めます。【第6条】
（「あいち地球温暖化防止戦略2030」）

全ての主体の自主的かつ積極的な取組による

低炭素社会 の 実現



「愛知県地球温暖化対策推進条例」の要点

1

県・事業者・県民の責務

事業者や県民一人一人が地球温暖化対策を自主的・積極的に取り組んでいくための具体的な内容を定めました。

2

地球温暖化対策の推進に関する計画

県、事業者及び県民が取り組むべき「地球温暖化対策の推進に関する計画」を知事が策定することを定めました。

1.

県・事業者・県民の責務

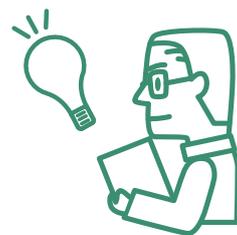
条例では、県、事業者及び県民の責務について、次のとおり定めています。

愛知県



第3条

- ▶▶ 地球温暖化対策の推進に関する総合的な施策を策定し、策定に当たっては、気候変動への適応について考慮する。
- ▶▶ 市町村、事業者、県民、民間団体等と連携して地球温暖化対策に取り組むとともに、取組を促進するための措置を講ずる。
- ▶▶ 自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずる。



事業者



第4条

- ▶▶ 事業活動における温室効果ガスの排出を抑制することが必要であることを認識し、自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むよう努める。
- ▶▶ 県の地球温暖化対策の推進に関する施策に協力する。



県民



第5条

- ▶▶ 日常生活における温室効果ガスの排出を抑制することが必要であることを認識し、自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むよう努める。
- ▶▶ 県の地球温暖化対策の推進に関する施策に協力する。

事業活動における地球温暖化対策

3

全ての事業者が温室効果ガスの排出量の削減に努めることを定めました。

また、排出量が相当程度多い特定事業者に対し、排出抑制に関する計画書や実施状況書の作成・提出を義務付け、その内容について知事が評価等を行う新しい地球温暖化対策計画書制度を定めました。

4

県民の日常生活における地球温暖化対策

県民一人一人が日常生活の中で取り組む地球温暖化対策について定めました。

5

事業者・県民による地球温暖化対策

公共交通機関の利用、再生可能エネルギーの優先的な使用等、社会の中で取り組むべき地球温暖化対策について定めました。